

本協議会の意見(案)

- ①「当初から基本計画に位置付けがある次の2事業『16.千才町通りふれあいの道整備事業』及び『28.まちなか居住支援事業』について、国の支援策である『社会資本整備交付金』を活用するため『(4) 国の支援策がない事業』から『(2) ①認定と連携した特例処置に関する事業』に位置づけを変更するもの。」

については、

- ・国の支援策を有効に活用することで事業の推進が見込まれる。
- ・なお、まちなか居住支援事業については、まちなかの居住人口の増加が中心市街地活性化の有効な手段であるため、行政による積極的な事業推進と更なる施策の展開を望む。

- ②「当初から基本計画に位置づけがある次の3事業『11.善光寺周辺街なみ環境整備事業』、『31.長野灯明まつり開催事業』及び『権堂 B-1 地区市街地再開発事業』について、新たに国の支援策の活用、支援期間等を延長するため変更するもの」

については、

- ・国の支援策を継続的に活用することで、事業の推進や展開が見込まれる。

- ③「新たに次の事業『55.表参道長野五輪メモリアルパーク整備事業』を追加するもの」

については、

- ・善光寺表参道の中間地点に整備されることで、現在進行している中央通り歩行者優先道路化事業との相乗効果もあいまって来街者や観光客の増加が見込まれる。

- ④「次の事業『50.新田町地区優良建築物等整備事業』を削除するもの」

については、

- ・特に意見なし。

- ⑤「今年度より、国土交通省所管の個別補助金及び交付金等が原則一括化し『社会資本整備総合交付金』が創設されたことによる支援措置名の変更や実施期間等の変更及び支援措置に該当しないなどの変更。」

については、

- ・特に意見なし。

以上の観点から、変更内容は中心市街地活性化及び賑わい創出に大きな効果が期待できるものと認識する。よって基本計画の変更内容について賛同する。